

改正鉱山保安法施行 5 年後のレビューのフォローアップについて

平成 23 年 6 月 22 日
原子力安全・保安院
鉱山保安課

1. 鉱山・会社・行政の 3 つの P D C A (別添 1)

安全レベルに対する目標設定

目標 1 死亡災害、重篤災害を無くす

指標：鉱山災害の強度率を 0.16 未満

目標 2 同じ鉱山で 5 年で複数の災害を起こさない

指標：鉱山全体の 5 年間の平均災害件数を 20 件未満

○鉱山の P D C A の例 (現場部門)

目標 1、2 を意識しつつ、それぞれの鉱山にあった目標を設定。

○会社の P D C A の例 (管理部門)

会社の環境の変化に対応し、適切な安全目標を構築し達成する活動を行える仕組みの構築

○行政の P D C A

民間の自主性を生かした新たな鉱山保安への取組みによって更なる保安水準の向上を図るとともに、より効率的な産業保安行政を推進する。

以下の施策を重点的に取組み、会社や鉱山等の民間活動を側面支援する。

- ① 鉱山評価制度 (別添 2)
- ② リスクマネジメント保安指導員制度 (別添 3)
- ③ 会社トップに対するリスクマネジメントの取組みに関するヒアリング
- ④ リスクマネジメント研修及びその教材の充実
- ⑤ 鉱山・会社・行政の 3 つの P D C A の考え方の共通認識

2. その他5年レビュー時の施策の展開状況

◆リスクマネジメントマニュアルの作成、選択肢を提示

⇒ リスクマネジメントの導入・普及には、当該分野の専門家や鉱山での先駆的な取組の事例からの情報が有益であるため、23年度作成する労働者向け及び管理者向けの冊子に反映させる。

◆災害事例等の水平展開（情報提供）とPDCAサイクル（別添4）

⇒ 電子ファイルの統合・軽量化による情報伝達の利便性とわかりやすさの見直しは既に実施済み。さらに、災害発生翌々月10日頃までに、各産業保安監督部等は鉱山災害に関し、速報の情報に加え、原因、対策等の情報を加えて、HPに掲載。監督部は、個別の問い合わせに対して可能な範囲で対応。

◆民間団体が実施する作業監督者資格講習制度創設（坑廃水）

⇒ 22年11月から日本鉱業協会内に検討委員会を設置。3月までに制度設計を行い、23年度から試験的な制度運用を2年間程度行い、25年度から本格的な制度運用を行う予定。

◆「保安全管理マスター制度（仮称）」（別添5）

⇒ 23年7月以降、鉱災防において委員会を設置して、制度設計に向けて検討を開始する予定。

◆リスクマネジメントやヒューマンエラー防止も含めた保安教育に関するガイドラインの策定

⇒ 平成22年度、本院・監督部でまとめた「保安教育ガイドラインの骨子案」をベースに、23年夏以降、鉱災防の委員会にて、業界毎の実状にあったガイドラインの作成を検討予定。